

新型コロナウイルス感染症への対応について（経過報告）

○新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言について

4月 7日 一部地域に緊急事態宣言

- ・対象期間：4/7～5/6
- ・対象地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

4月 16日 緊急事態宣言の区域変更

- ・対象期間：4/16～5/6
- ・対象地域：全国

5月 4日 緊急事態宣言の期間延長

- ・対象期間：4/16～5/31
- ・対象地域：全国

5月 14日 緊急事態宣言の区域変更（一部地域の宣言解除）

以下の特定警戒都道府県を除く 39 県で宣言を解除

特定警戒都道府県：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

佐賀県における対処方針

基本的方針：緊張感を保ち、感染拡大防止を第一としつつ、全面外出自粛から、段階を追って社会経済活動を再開（経過観察）

外出自粛	<ul style="list-style-type: none">・首都圏、関西圏など、特定警戒都道府県への移動は、引き続き自粛。・県境をまたいだ移動は極力避ける。・3密のある場への外出は避けるよう呼びかける。
休業要請	<ul style="list-style-type: none">・接待を伴う飲食店以外は3密を避けて容認。 （接待を伴う飲食店は、5月20日まで休業要請）
イベント	<ul style="list-style-type: none">・県内を対象とするイベントは、感染拡大防止策を講じたうえで実施。・それ以外の不特定多数が参加するイベントは、屋内・屋外に分けて、数的目安を設け、感染拡大防止策が講じられていることを前提に実施。
出勤	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、テレワークや時差出勤を推奨。

1 佐賀県の感染者発生状況

県内では14日間、市内では19日間新規の感染者なし

○県内の感染者の状況について

5/18 7:00現在

【県内感染者の発生状況】

陽性確認日	佐賀県	佐賀市 (内数)
3月13日	1	1
3月31日	1	0
4月1日	1	0
4月3日	2	2
4月4日	1	0
4月5日	2	0
4月7日	3	3
4月9日	1	0
4月11日	1	0
4月14日	2	0
4月17日	1	0
4月19日	1	0
4月22日	2	0
4月23日	※9	1 ※うち、2人は県外者
4月24日	8	4
4月25日	1	0
4月28日	1	0
4月29日	3	1
5月1日	1	0
5月3日	2	0
5月4日	1	0
5月13日	※1	0 ※再陽性者
5月16日	※1	0 ※再陽性者
	※47	12 ※再陽性者を含む延べ人数

【県内感染者(47)の状況】

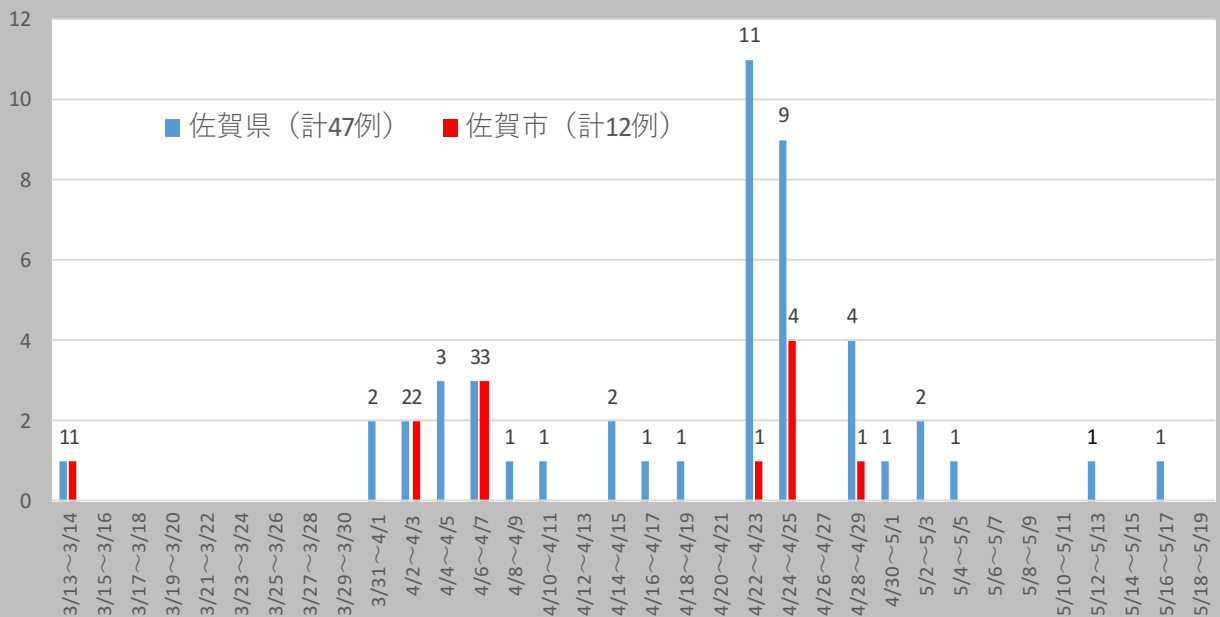
県外者	2
入院中 (アパ ホテルを含む)	15
うち、重症者	0
退院	30
死亡者	0

※再陽性者を含む延べ人数

【市内感染者(12)の状況】

入院中 (アパ ホテルを含む)	2
うち、重症者	0
退院	10
死亡者	0

県内・市内陽性者の推移



2 対策本部会議の開催状況

	開催日時	内 容
第13回	R2.4.17(金) 18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全都道府県への緊急事態宣言を受けて</u> ・ 小中学校、市有施設、イベントの取り扱い
第14回	R2.4.20(月) 17:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者情報の確認 (県内16、17例目) ・ 緊急事態宣言下での市有施設取り扱いについて
第15回	R2.4.24(金) 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者情報の確認 (県内18～28例目/佐賀市7例目) ・ 在宅勤務等実施 ⇒10:00～全員協議会の開催
第16回	R2.4.28(火) 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者情報の確認 (県内29～37例目/佐賀市8～11例目) ・ 公園等施設の設備取り扱い
第17回	R2.5.1(金) 10:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者情報の確認 (県内38～41例目/佐賀市12例目) ・ 学校の取り扱い ・ 特別定額給付金、事業継続支援金 ・ 市有施設の取り扱い ・ 在宅勤務等実施 (期間変更)
第18回	R2.5.5(火) 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急事態宣言の期限延長を受けて</u> ・ 感染者情報の確認 (県内42～45例目) ・ 学校の取り扱い ・ 市有施設の取り扱い
第19回	R2.5.15(金) 16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急事態宣言の区域変更を受けて</u> ・ 感染者情報の確認 (県内46例目) ・ 学校の取り扱い ・ 市有施設の取り扱い
第20回	R2.5.19(火) 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者情報の確認 (県内47例目) ・ 新型コロナウイルス感染症への対応についての確認

3 市の対応状況

(1) 小中学校関係

ア 臨時休業の実施及び延長

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、県より学校の臨時休業の要請があった。このため、市立小中学校を4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業とした。

その後、県内の感染拡大の状況から、県より休業延長の要請等があったため5月13日(水)まで臨時休業を延長した。

◎ 学校開放の状況

(単位：人)

期 日	放課後 児童クラブ	学 校 開 放		
		小学校	中学校	合 計
4/21 (火)	(971)	1,359	26	1,385
4/22 (水)	(833)	1,218	25	1,243
4/23 (木)	(826)	1,245	24	1,269
4/24 (金)	(785)	1,135	16	1,151
4/27 (月)	(744)	1,061	16	1,077
4/28 (火)	(731)	957	13	970
4/30 (木)	(734)	983	18	1,001
5/1 (金)	(620)	932	14	946
5/7 (木)	(771)	1,122	10	1,132
5/8 (金)	(756)	1,097	11	1,108
5/11 (月)	(864)	1,258	15	1,273
5/12 (火)	(854)	1,240	32	1,272
5/13 (水)	(791)	1,200	21	1,221

※小学生児童数：12,540人、中学生生徒数：5,360人（令和2年5月現在）

※午前8時30分から午後2時30分まで放課後児童クラブ利用者も学校開放で受け入れ。

イ 学校の再開

5月14日（木）から市立小中学校を再開した。

- ・家庭と連携し児童生徒の健康観察を十分に行うとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。
- ・「3つの密」が重ならないよう工夫をしながら学習活動、学校行事を実施する。
- ・部活動については、当分の間、合同練習及び対外試合等は自粛する。

ウ 夏季休業日における授業の実施

夏季休業期間（7月21日～8月31日）において、臨時休業により不足する授業日数を確保するため授業日を設ける。

授業日：7月21日（火）～7月31日（金）〈7日間〉

8月24日（月）～8月31日（月）〈6日間〉

(2) 市有施設関係

ア 休館中の施設

施設名	休館日
やまびこの湯、温泉前直売所	5月20日まで
さが水ものがたり館	5月25日まで

イ 再開中の施設

原則、予約等が必要な施設については、引き続き5月31日（日）まで、県外の利用者は利用を控えてもらう。

4 特別定額給付金（10万円）関係 【専決処分：4月30日】

(1) 郵送申請書の発送

5月15日（金） 約5.6万通発送

5月18日（月） 約4.3万通発送

(2) 申請・給付の状況（5月15日現在）

ア 郵送・オンライン申請の受付、給付について

申請方式	申請受付開始日	受付件数	給付開始日	給付件数 (給付金額)
郵送	5月18日	一件	5月26日予定	—
オンライン	5月1日	3,266件	5月12日	877件 (2億5,100万円)

※5/19に1,326件、3億5,520万円給付予定。

※郵送申請は、受付日から約2週間で指定口座に振り込む。

イ 郵送申請が困難な方のための窓口設置について

【本庁】

日時：5月18日（月）～8月17日（月）／9時から17時まで

※土・祝日は休み、火曜日は19時まで延長、日曜日は9時から16時まで

場所：庁舎1階 市民ホール内 特設会場

【支所】

日時：5月18日（月）～6月17日（水）／9時から17時まで

※平日のみ、火曜日延長窓口なし（昼休み：12時から13時まで）

場所：各庁舎1階 特設窓口

(3) 佐賀市特別定額給付金コールセンターの設置

ア 設置日：5月7日（木）／委託業者：（合）ロジスト 8～10人体制で相談受付

イ 相談件数等

月 日	相談件数	主 な 相 談 内 容
5月7日（木）	211	○オンライン申請に関すること ・オンライン申請方法に関すること（手続き全体について、誤申請の際の修正方法、申請手続きに必要な機器類、申請したが市に届いているか不安なので調べて欲しい等） ・マイナンバーカードに関すること（暗証番号を忘れた、誤入力してロックした場合の対応等） ・申請から振込までの日数に関すること
5月8日（金）	175	
5月10日（日）	66	
5月11日（月）	162	○紙の申請書に関すること ・いつ届くのか ・市役所に受付窓口を設けるのか
5月12日（火）	89	
5月13日（水）	77	○給付金制度に関すること ・世帯主以外の者が受け取れないか ・生活保護受給者でも受け取れるか ・死亡者の取り扱い ・基準日前後で引っ越した場合に申請書はどこに届くか
5月14日（木）	112	
5月15日（金）	128	
5月17日（日）	315	
計	1,335	

(4) マイナンバーカード関連（暗証番号再設定等）の対応状況

ア 総受付件数（5月1日～5月16日）

1,593件

イ 5月9日と5月16日の土曜日に臨時窓口及び5月10日に日曜窓口を開設

5月9日（土）：157件

5月10日（日）：158件

5月16日（土）：29件

5 子育て世帯への臨時特別給付金の支給 【専決処分：4月30日】

児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を上乗せして給付。

○対象児童数：約33,000人

○支給予定日：6月15日（児童手当支給に上乗せして支給）

※公務員は、別途申請の上、支給。

6 緊急経済対策（市支援）関係

別紙 1

7 その他の対策（市支援）の進捗状況

R2. 5. 17 現在

事業	支援内容	状況（相談、受付状況等）
納税の猶予制度	納付が困難な場合の市税（住民税、固定資産税等）の徴収の猶予等 【専決処分：4月30日】	1 市ホームページ及び市報への掲載、商工会議所等へのチラシの配布 2 令和2年度納税通知書発送…固定 5/1、軽自 5/8 3 5/7～5/17の相談件数… <u>窓口 422件、電話 614件</u> うちコロナ関連で納付困難の相談 <u>68件</u> 4 徴収猶予の申請書提出件数 <u>5件</u>
法人市民税の申告・納付期限の延長	企業活動に影響が生じ、決算作業が間に合わない等の特別な事情がある法人の申告・納付期限の延長	1 事前の延長申請は不要 2 申告が可能となり次第、速やかに申告書の提出と延長申請の手続き 3 市ホームページ及び市報への掲載、商工会議所等へチラシの配布 4 5月17日時点で、 <u>7件</u> 郵送等で延長予定の連絡あり。
傷病手当の支給（国民健康保険）	感染により給与の支払いを受ける事が出来なくなった場合に支給 【専決処分：4月22日】	1 市ホームページ及び市報（5/15号）への掲載 2 相談、申請件数 ・傷病手当金（国保） 相談 3件 受付 0件 ・傷病手当金（後期） 相談 0件 受付 0件
自転車等定期駐車券払い戻し	佐賀市自転車駐車場定期駐車券払い戻し	【全体】合計 51件 還付額 171,790円 (内訳) ・学生 4月：25件 還付額：99,900円 5月：11件 還付額：26,160円 合計：36件 還付額：126,060円 ・一般 4月：13件 還付額：38,030円 5月：2件 還付額：7,700円 合計：15件 還付額：45,730円
市営バス通学定期券払い戻し等	最終利用日以降払い戻し、もしくは休校期間分期限延長	○通学定期券の払戻しの実績 4月：46件 還付額：443,810円 5月：10件 還付額：81,550円 合計：56件 還付額：525,360円

		<p>○有効期限延長の実績</p> <p>204 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリー定期券「ノリのりワイド」 179 件 ・通学定期（小学生） 18 件 ・通学定期（大学生等） 7 件
上下水道料金の支払い猶予等	<p>①上下水道料金及び市営浄化槽使用料の支払い猶予</p> <p>②料金未払いによる機械的な給水停止を実施しない</p>	<p>○支払猶予件数、給水停止延期件数はともに 67 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭：58 件 ・店舗等：9 件 <p>※最大 4 ヶ月間（2 期分）の支払猶予を行う（3/19～）</p>
消毒液の配布	<p>公共施設や民間の医療・介護施設、保育園等に次亜系消毒液を配布</p>	<p>○配布事業所数：263 件</p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所：83 件 ・病院：75 件 ・介護施設・老人施設：42 件 ・公共施設：24 件 ・学校：21 件 ・障がい者施設：18 件 <p>※配布量は 1 事業所当たり 1 回 20L まで（4 月 20 日～）</p>

8 その他

(1) 指定管理施設への対応について

ア 考え方

利用料金制の指定管理の場合、基本的に、その管理運営にかかる経費のうち、利用料金収入で賄いきれない部分を指定管理委託料として市が負担する。

令和元年度については、令和 2 年 2 月以降、感染拡大防止のための施設利用自粛要請をしたこと、また 3 月には市の指示により施設を休館したこと等から、利用料金収入が大幅に減少した。そのため、特に、管理運営費に占める利用料金収入の割合が高い施設において、施設運営の安定性・継続性の確保が困難となったことから、利用料金収入の減少分の補てんが必要となるもの。

イ 対応

利用料金収入が大幅に減少した施設について、その補てんに係る補正予算案を、令和 2 年 6 月定例会に提出予定。

ウ その他

令和 2 年度の施設休館に伴う影響や、新型コロナウイルス感染症に起因する利用者の減少等については、状況を見ながら別途対応予定。

(2) 令和2年度予算の一部執行停止について

ア 背景

(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染状況から、一部実施が困難な事業が顕在化

例) 各種イベント、講演会及び研修会等、感染拡大を誘発しかねない事業

(イ) 今年度における歳入の大幅な予算割れの可能性

例) 徴収猶予による市税の落ち込み、消費の停滞による地方消費税交付金の減等、既決の事業を全て実施した場合、予算割れの恐れがある。

イ 取組み

今年度の事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点、市民への影響の大きさ、事業の緊急性等、様々な視点を総合的に勘案し、執行停止（事業の休止・縮小）する事業を決定していく予定。

⇒今後のフェーズに合わせた対策に予算・人をシフトする。

※休止事業については、別途補正予算等により9月定例会へ説明予定。

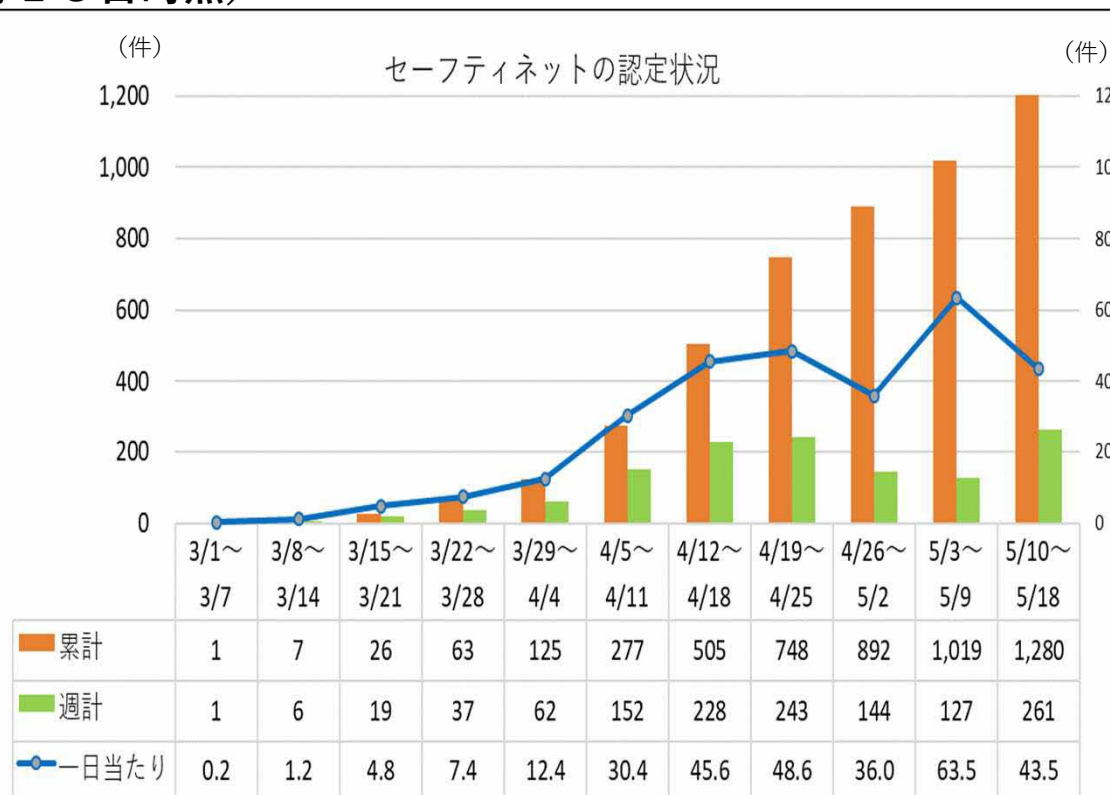
新型コロナウイルス感染症佐賀市緊急経済対策の状況

全員協議会資料
令和2年5月19日
経済部・企画調整部

1 セーフティネットの認定状況（5月18日時点）

中分類業種	認定件数	※平均売上減少率
飲食店	251	46%
洗濯・理容・美容・浴場業	76	29%
総合工事業	74	51%
その他の小売業	70	28%
職別工事業(設備工事業を除く)	66	43%
医療業	61	27%
飲食品小売業	43	29%
機械器具小売業	41	47%
設備工事業	39	41%
食料品製造業	37	30%
飲食品卸売業	37	34%
繊維・衣服・身の回り品小売業	32	44%
その他の卸売業	31	34%
技術サービス業（他に分類されないもの）	24	40%
その他の事業サービス業	22	35%
その他の教育、学習支援業	21	43%
社会保険・社会福祉・介護事業	21	21%
不動産賃貸業・管理業	20	34%
自動車整備業	20	37%
専門サービス業（他に分類されないもの）	18	51%
道路貨物運送業	17	22%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	17	35%
宿泊業	17	61%
(中略)	:	
合計	1280	

※申請時点の数値に基づくもの。



※「1日当たり」については、週計を当該週の営業日で除して算出

- 認定件数（一日当たり）は4月以降急激に増加。4月末に一旦減少に転じるものの、全体的には増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業者の経営悪化が顕著に。
- 認定事業者は「飲食店」が最も多く、外出自粛等による消費低迷が大きく影響
- 「宿泊業」は、売上の平均減少率が61%と最も大きく、昨夏の韓国との国交悪化から始まった外国人観光客等の減少、国内旅行・出張の自粛が大きく影響
- 飲食店、小売業、宿泊業で、全体の認定件数の35%程度を占めており、特に影響が大きい。

新型コロナウイルス感染症佐賀市緊急経済対策の状況

2 佐賀市事業継続支援金の状況（5月18日時点）

（1）経緯

事業者へのスピード感ある支援を最優先に実施（申請受付から2週間程度で支給）

4月24日（金）	・議会全員協議会で制度案について説明 ・関連予算13.8億円を専決処分 ・経済団体へ協力要請開始（商工会議所、商工会等）
4月28日（火）	制度概要、申請方法等を市HPに掲載
4月29日（水・祝）	佐賀市事業継続支援金事務局開設
5月1日（金）	申請受付開始
5月2日（土）～6日（水） 9日（土）、10日（日）	休日電話窓口を開設
5月12日（火）	支援金支給開始（初回は115事業者、21,800千円）

（2）申請書の配布

感染拡大防止の観点から市HPからのダウンロードを原則としているが、次の窓口等でも配布中

- 本庁舎（6階商業振興課、1階市民ホール、1階守衛室）及び各支所
- 経済団体（佐賀商工会議所、佐賀市北商工会、佐賀市南商工会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会）

新型コロナウイルス感染症佐賀市緊急経済対策の状況

(3) 申請受付、支払等の状況

(単位：件、千円)

受付		審査		支払					
月日	件数	交付決定	不交付決定	月日	件数	法人	個人	支払額	1件当たり金額
5月1日	42	39	0	5月12日	39	15	24	7,800	200
5月3日	92	76	1	5月12日	76	23	53	14,000	184
5月7日	75	65	0	5月15日	65	15	50	11,400	175
5月8日	105	90	1	5月15日	90	27	63	15,800	176
5月11日	100	94	2	5月19日	94	21	73	15,000	160
5月12日	69	48	0	5月21日	48	12	36	8,000	166 (予定)
5月13日	83								
5月14日	74	73	0	5月25日	73	23	50	14,200	194 (予定)
5月15日	68	57	0	5月26日	57	21	36	10,800	189 (予定)
5月18日		62	0	5月26日	62	22	40	11,900	191 (予定)
計	708	604	4	計	604	179	425	108,900	180

○受付件数（708件）と交付決定・不交付決定数（608件）の差（100件）は書類不備等によるものであり、継続審査中

○不交付決定は、対象外業種や、売上減少率が20%未満である等の理由によるもの

○書類等に不備がなければ、申請受付から2週間程度（最速7日）で支給を実施

新型コロナウイルス感染症佐賀市緊急経済対策の状況

3 その他の事業（関連予算 1.2億円。4月24日専決処分）

- 緊急事態宣言発令中は、事業者の事業継続を下支えするため、即効性のある金銭的支援として、「事業継続支援金」を支給中
- 5月14日の宣言解除を受け、今後は、感染を防止しながら経済の再生を後押しするため、主に市民向けの消費喚起策に取り組む。

(1) 宿泊支援事業（予定）

参加施設募集	5月20日（水）～
販売開始	6月1日（月）～2か月程度（売り切れ終了）
利用期間	6月1日（月）～令和3年3月31日（水）

(2) 給湯使用料減免措置 ▶給湯使用料の4、5月分を全額免除済

(3) クーポン券発行事業（予定）

参加店募集	5月下旬～
クーポン券販売	6月中旬～9月中旬（売り切れ終了）
クーポン券利用	6月中旬～10月中旬

(4) ふるさと納税PR事業（予定）

ふるさと納税ポータルサイト内でのPR強化	ふるさとチョイスでの本市特集（5月26日（火）～6月30日（火）） 楽天（スーパーセールに合わせて広報）（6月4日（木）～11日（木））
登録品目の増強	約800点（米、肉、海苔、果物等） ⇒約1,000点に増加（米、肉、野菜、菓子、諸富家具等）

(5) ECサイトによる市産品販売促進事業（予定）

出店事業者	現在選定中
サイト公開	6月上旬（予定）